

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会	会議場所 第2委員会室	
		担当職員 三宅	
日 時	平成26年8月18日(月曜日)	開 議	午前 11 時 00 分
		閉 議	午前 11 時 40 分
出席委員	齊藤 ○中澤 福井 馬場 小島 菱田 日高 湊		
出席理事者	[まちづくり推進部] 古林部長、橋本土木担当部長、[都市計画課] 森課長、[土木管理課] 柴田課長		
出席事務局	三宅主任		
傍聴者	市民 名	報道関係者 名	議員 名

会 議 の 概 要

11:00

1 開議（齊藤委員長あいさつ）

2 日程説明（事務局）

3 議案審査

[まちづくり推進部入室]

<まちづくり推進部長あいさつ>

- ・ 8月9日～10日の台風11号に伴う被害状況報告（所管分）
道路43箇所、河川22箇所、公園5箇所、市営住宅2箇所
（パトロール、通報等により現時点で把握した件数）
規模が大きな被災箇所については公共施設災害復旧事業として対応していく。
- ・ 8月16日豪雨被害状況については調査中。

・報告第1号 損害賠償額の決定について

[説明] 土木管理課長

11:10

[質疑]

<湊委員>

損害賠償は保険対応によるものか。

<土木管理課長>

本市加入の道路事故に係る損害賠償保険による対応である。

<湊委員>

本件事故の立証はどのようにされたのか。

<土木管理課長>

事故当日は日曜日であったため、現地立会い、状況確認は数日後となった。

<湊委員>

なぜ凍結防止剤によって転倒されたと認められたのか。

< 土木管理課長 >

後日の現地確認であったことから、本人の主張を含め、凍結防止剤散布業者、保険会社間の確認の中でその原因を位置づけたものである。

< 湊委員 >

今後、このようなケースが多々生じることも考えられる。凍結防止剤散布の方法にも影響する。市としてどのような見解をもっているのか。

< 土木担当部長 >

撒かなければ逆に道路管理瑕疵が問われることもあり、判断が難しいところである。散布業者には散布時の状況報告を随時受けるようにしている。今後、その業者指導や散布剤の選定にも留意していきたいと考えている。

< 湊委員 >

本件のような転倒事故に対して、市としてどのように対応すべきか。

< 土木担当部長 >

保険会社も色々なデータをもっており、重複したケースについては保険金目当てを疑い、特に注意している。今回はそのようなケースではなく、慰謝料等は含まれず、実質の損害分の賠償である。

< 小島委員 >

業者散布による場合以外にも、自治会等により散布されている状況もあるが、その場合、撒いた側の責任が問われるのか。

< 土木担当部長 >

道路管理者として、市の責任となる。

< 馬場委員 >

場所によっては散布量が均一でないことがあるが、どのように指導しているのか。右折時の転倒で左肩を負傷したのは、どのように検証されたのか。

< 土木担当部長 >

業者委託の際に、1袋あたりの㎡数を決めているが、一定のスピードを常に保つことは困難である。また、路線によっては手で撒くところもある。撒き方等については、今年度から改めるよう検討していきたいと考えている。
病院の診断により現実に左肩を負傷されたものである。

< 中澤副委員長 >

本件が悪しき前例にならないよう、十分に検証し適切な対応を求めたい。

< 土木管理課長 >

聞き取りの中では、右折時にバランスを崩し、立て直そうとしたときに左側に転倒したと聞いている。

< 福井委員 >

今回のケースでは、保険会社は二つ返事で対応したのか。

< 土木管理課長 >

再々のやりとりの経過により決定されたものである。

11 : 23

[まちづくり推進部退室]

4 討論

[討論] なし

5 採決

[採決] 報告第 1 号 損害賠償額の決定について 承認・全員

< 齊藤委員長 >

委員長報告にあたり、指摘要望事項があれば協議したい。

< 馬場委員 >

質疑の中であったように、適切な散布を求める旨を盛り込んでどうか。

< 齊藤委員長 >

そのような趣旨で盛り込むこととする。委員長報告の作成については正副委員長に一任願う。 < 了 >

11 : 25

[休憩 (11 : 25 ~ 11 : 35)]

[再開]

6 委員長報告の確認

[齊藤委員長 委員長報告朗読]

< 了 >

7 その他

< 齊藤委員長 >

次回の常任委員会開催は、9月定例会議案審査を予定している。

ここで常任委員会を閉会し、決算特別委員会分科会に切り替えて、事務事業評価の事業選定を行いたい。 < 了 >

~ 散会 11 : 40